

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和元年 8 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	商業動態統計調査	2
	小売物価統計調査	6
	法人土地・建物基本調査	8
2	一般統計調査の承認	10
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	11
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	12
	(2) 変更	15

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
R1.8.5	商業動態統計調査	経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室
R1.8.9	小売物価統計調査	総務省統計局 統計調査部消費統計課 物価統計室
R1.8.20	法人土地・建物基本調査	国土交通省 土地・建設産業局企画課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	商業動態統計調査
承認年月日	令和元年8月5日
実施機関	経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室
目的	本調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的とする。
沿革	<p>本調査は、商業活動の動きを明らかにし、景気観測、その他経済施策上の有効な基礎資料とすることを目的として、昭和28年6月に調査が開始された。</p> <p>調査開始当時は3か月ごとの四半期調査（調査項目は月別商品販売額、期末商品手持額など）であったが、昭和34年10月からは、早期公表を図るため、販売額については毎月調査することに改まった。また、昭和46年7月からは、近年著しい発展をとげているチェーンストア、スーパーマーケット等の大型小売店（百貨店販売統計で調査していたものを除く）の動向を明らかにするために、商業動態統計と百貨店販売統計とを再集計して大型小売店販売統計を毎月発表した。</p> <p>昭和53年7月からは、調査事項、調査方法、標本設計等について大幅な改正が行われ、この際、調査対象に百貨店を含めることとしたため、百貨店販売統計（指定統計第34号）調査は、昭和53年6月限りで中止となった。このほか、平成11年4月からは、百貨店、総合スーパーと並ぶ主要な業態に成長し、近年著しく売上高が伸長しているコンビニエンスストアの販売動向をより的確にとらえるため、新たに調査票丁（コンビニエンスストア用）が追加された。</p> <p>平成12年7月からは、新世代統計システムへの対応を行い、インターネットを活用したオンラインでの申告が開始された。平成14年7月からは、本社等の特定の事業所が他の調査対象事業所分を取りまとめて申告する、いわゆる「一括調査方法」が取り入れられた。</p> <p>平成27年7月からは、調査票丁に家電大型専門店等3業態を追加するとともに、都道府県別に販売額を把握することとした。</p> <p>令和2年3月からは、民間事業者の活用範囲の拡大等による調査系統の見直しや報告者数の変更等を行うこととした。</p>
調査票の構成	1-甲調査票 2-乙調査票 3-丙調査票 4-丁1調査票 5-丁2調査票 6-丁3調査票 7-丁4調査票
公表備考	インターネット（商業動態統計速報：調査月の翌月下旬、商業動態統計月報：調査月の翌々月中旬） 1 今回の承認は、令和2年3月分調査以降の調査についての変更承認 2 主な承認内容は、調査系統・報告者等の変更等
調査票 - 1	甲調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<ul style="list-style-type: none"> 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年10月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる「中分類50-各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者100人以上のもの。 日本標準産業分類に掲げる「中分類51-繊維・衣服等卸売業」から「中分類55-その他の卸売業（「細分類5598-代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所のうち従業者200人以上のもの。
客体数／母集団数	約800事業所
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。

調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 従業者数、4. 商品販売額、5. 商品手持額、6. 法人番号
調査票－2	乙調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本標準産業分類に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所（甲調査票に該当する事業所を除く。）。 ・ 日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類61－無店舗小売業」までに属する事業所（丙調査票に該当する事業所及び丁調査票に該当する企業の傘下事業所を除く。）。
客体数／母集団数	約14,300事業所
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 従業者数、4. 商品販売額、5. 法人番号
調査票－3	丙調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類60－その他の小売業」までに属する事業所のうち従業者50人以上のもの（丁調査票に該当する企業の傘下事業所を除く。）であって、次の条件を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本標準産業分類に掲げる「小分類561－百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、次に掲げる売場面積のもの <ul style="list-style-type: none"> i) 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上 ii) 前記i)以外の地域については1,500㎡以上 ・ 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上のもの
客体数／母集団数	約5,100事業所
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、営業日数、商品販売額、商品券販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 売場面積、4. 従業者数、5. 営業日数、6. 商品販売額、7. 商品券販売額、8. 商品手持額、9. 法人番号

調査票－４	丁１調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「細分類 5891－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む）を500店舗以上有する企業
客体数／母集団数	約10企業
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 企業名、2. 所在地、3. 商品販売額、4. サービス売上高、5. 店舗数、6. 法人番号
調査票－５	丁２調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「細分類 5931－電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類 5932－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所（以下「家電専門店」という。）で売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業
客体数／母集団数	約20企業
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 企業名、2. 所在地、3. 商品販売額、4. 店舗数、5. 商品手持額、6. 法人番号
調査票－６	丁３調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「細分類 6031－ドラッグストア」に属する事業所（以下「ドラッグストア」という。）を50店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。
客体数／母集団数	約70企業
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 企業名、2. 所在地、3. 商品販売額、4. 店舗数、5. 商品手持額、6. 法人番号

調査票 - 7	丁4調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「細分類 6091-ホームセンター」に属する事業所（以下「ホームセンター」という。）を10店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。
客体数／母集団数	約50企業
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。
調査組織	経済産業省-民間事業者-報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 企業名、2. 所在地、3. 商品販売額、4. 店舗数、5. 商品手持額、6. 法人番号

【調査名】	小売物価統計調査
承認年月日	令和元年8月9日
実施機関	総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室
目的	本調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。
沿革	本調査は、昭和25年6月から毎月調査として開始。 平成25年に、別途実施されていた「全国物価統計調査」との統合に伴い、従前の調査を「小売物価統計調査（動向編）」、新たに創設した地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を把握するための調査を「小売物価統計調査（構造編）」として再編。
調査票の構成	1－小売物価統計調査【動向編】 2－小売物価統計調査【構造編（地域別）】 3－小売物価統計調査【構造編（店舗形態別）】 4－小売物価統計調査【構造編（銘柄別）】
公表	インターネット及び印刷物（集計完了の都度）
備考	1. 今回の承認は、令和2年1月以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、動向編に関する対象品目の追加等
調査票－1	小売物価統計調査【動向編】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民営借家に居住している世帯
客体数／母集団数	約28,000事業所、約25,000世帯
選定方法	無作為抽出・有意抽出
母集団情報	【調査員調査品目（民営家賃を除く。）】総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定 【民営家賃】総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定 【都道府県調査品目】都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定 【総務省調査品目】総務大臣が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	なし（調査員又は都道府県・総務省による聞き取り）
把握時	【調査員調査品目（民営家賃を除く。）】毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日 【民営家賃】毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 【都道府県調査品目】毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の水曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日 【総務省調査品目】毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、遊園地入場・乗物代については、毎月の12日を含む週の日曜日
調査組織	【調査員調査品目（民営家賃を除く。）】総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者 【民営家賃】総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者 【都道府県調査品目】総務省－都道府県－報告者 【総務省調査品目】総務省－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附随する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

調査票－2	小売物価統計調査【構造編（地域別）】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所
客体数／母集団数	約500事業所
選定方法	有意抽出
母集団情報	総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	奇数月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	隔月（奇数月）
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）
調査票－3	小売物価統計調査【構造編（店舗形態別）】
対象範囲（地域）	全国（東京都を除く。）
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所
客体数／母集団数	約1,000事業所
選定方法	有意抽出
母集団情報	総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	偶数月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
調査組織	総務省－道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	隔月（偶数月）
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は道府県知事に対しその定める期限までに、道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）
調査票－4	小売物価統計調査【構造編（銘柄別）】
対象範囲（地域）	東京都区部
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所
客体数／母集団数	約15事業所
選定方法	有意抽出
母集団情報	総務大臣が定める調査地域内において、東京都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	偶数月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
調査組織	総務省－東京都－指導員・調査員－報告者
調査周期	隔月（偶数月）
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は東京都知事に対しその定める期限までに、東京都知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

【調査名】	法人土地・建物基本調査
承認年月日	令和元年8月20日
実施機関	国土交通省土地・建設産業局企画課
目的	本調査は、我が国の法人における土地・建物の所有状況、利用状況及び取得状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策その他の基礎資料を得るとともに、広く一般の利用に供することを目的とする。
沿革	<p>本調査は、平成5年に「土地基本調査法人調査」の名称で、旧統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（いわゆる承認統計調査）として実施され、その後、平成10年に「法人土地基本調査」と改称した上で、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として実施された。</p> <p>その後、企業における不動産ストック（土地及び建物）を一体的に把握するという観点から、統計報告の徴集として別途実施されていた「法人建物調査」を統合する形で、平成25年に「法人土地・建物基本調査」に再編された。</p>
調査票の構成	1－【調査票A】 2－【調査票B】 3－【調査票C】
公表	インターネット及び印刷物（速報：令和元年9月末、確報：令和2年9月末）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成30年度以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、集計事項の表現振りを一部見直し</p>
調査票－1	【調査票A】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本国内に本所・本社・本店を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）
客体数／母集団数	約490,000法人／約200万法人
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベース、土地動態調査、農林業センサス及び行政記録情報
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	平成30年1月1日現在（一部の項目については、平成29年1年間（1～12月）の実績）
調査組織	<p>1. 会社法人：国土交通省－民間事業者－報告</p> <p>2. 会社以外の法人（国所管以外のもの）：（配布）国土交通省－民間事業者－報告者、（回収）報告者－都道府県－民間事業者－国土交通省</p>
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年7月上旬～9月上旬
調査事項	1. 法人の概況（名称、所在地、組織形態、業種、常用雇用者数等）、2. 法人における土地・建物の所有状況（土地・建物の所有の有無、うち本所・本社・本店の敷地所有状況）、3. 法人が所有する土地の状況（土地ごとの所在地、土地面積等）、4. 法人が所有する建物の状況（建物ごとの所在地、延べ床面積等）
調査票－2	【調査票B】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる中分類「33-電気業」、「34-ガス業」、「37-通信業」（小分類「371-固定電気通信業」及び「372-移動電気通信業」に限る。）、「38-放送業」及び「44-鉄道業」を営む法人、道路法（昭和27年法律第180号）で規定される自動車専用道路を所有している法人並びに土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき設立された土地改良区のうち水路を所有している法人
客体数／母集団数	約5,000法人
選定方法	全数
母集団情報	事業所母集団データベース、土地動態調査及び行政記録情報

配布・取集	郵送・オンライン
把握時	平成30年1月1日現在（一部の項目については、平成29年1年間（1～12月）の実績）
調査組織	1. 会社法人及び会社以外の法人（国所管のもの）：国土交通省－民間事業者－報告 2. 会社以外の法人（国所管以外のもの）：（配布）国土交通省－民間事業者－報告者、 （回収）報告者－都道府県－民間事業者－国土交通省
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年7月上旬～9月上旬
調査事項	特殊な用途の土地に係る土地ごとの所在地、用途、件数、土地面積
調査票－3	【調査票C】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	資本金1億円以上の会社法人
客体数／母集団数	約30,000法人
選定方法	全数
母集団情報	事業所母集団データベース、土地動態調査、農林業センサス及び行政記録情報
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	平成30年1月1日現在（一部の項目については、平成29年1年間（1～12月）の実績）
調査組織	国土交通省－民間事業者－報告
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年7月上旬～9月上旬
調査事項	1. 土地の取得及び売却等の有無、2. 取得及び売却等した土地の状況（面積、帳簿価格、売買区画数）、3. 都道府県ごとの取得及び売却等した土地の状況（都道府県、面積、帳簿価格、売買区画数）

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
就労条件総合調査	令和元年8月6日	厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)付賃金福祉統計室	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。	全国	1	6,400企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年12月1日～1月31日 毎年3月10日	今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認
最低賃金に関する実態調査	令和元年8月6日	厚生労働省労働基準局賃金課	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とする。	全国	2	94,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年5月下旬～6月中旬 令和元年8月上旬～8月下旬	
6次産業化総合調査	令和元年8月9日	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	農業者等による農業生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査するとともに、漁業者等による水産物加工や水産物直売所の取組、漁家民宿等の観光業と融合する取組を調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。	全国	9	24,850経営体	全数 無作為抽出	調査員 郵送 オンライン FAX	1年	毎年9月上旬～10月上旬 毎年10月上旬～11月上旬	
全国単身世帯収支実態調査	令和元年8月19日	総務省統計局統計調査部消費統計課	単身世帯を対象として家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握するため、全国家計構造調査の単身世帯結果を補完・補強し、全国家計構造統計に活用することを目的とする。	全国	4	2,800世帯	有意抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	令和元年9月上旬～12月下旬	
市民の社会貢献に関する実態調査	令和元年8月20日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当)	市民の寄附・ボランティア活動の実態を明らかにし、共助社会づくり及び社会貢献に関する施策のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	8,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	3年	令和元年11月～12月	
裁量労働制実態調査	令和元年8月20日	厚生労働省労働基準局労働条件政策課	裁量労働制の制度の趣旨に合った対象業務の範囲や働く方の裁量と健康を確保する方策等についての検討に資するため、専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態や裁量労働制の適用・非適用による労働時間の差異等を調査することを目的とする。	全国	5	230,000事業場 200,000人	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年8月～9月 令和元年11月～12月	
シェアリングエコノミーに関する実態調査	令和元年8月22日	経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室	シェアリングエコノミーの市場規模、提供者や利用者の特性等の実態を明らかにし、シェアリングエコノミーの経済社会への影響等に関する定量的な検討、及びシェアリングエコノミーの経済活動のGDP統計への反映に関する検討の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	1,500社	有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年10月31日	
漁業構造動態調査 (変更前の名称:漁業就業 動向調査)	令和元年8月27日	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	5年ごとに実施する漁業センサス(基幹統計調査)実施年以外の年の漁業構造の実態及びその変化を明らかにするため、漁業の生産構造、就業構造等に関する基本的事項を把握し、水産基本法(平成13年法律第89号)に基づく水産行政施策の企画・立案、推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。	全国の海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村	2	5,600経営体	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	1年 (漁業センサス実施年を除く)	毎年10月下旬～11月末	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
R1.8.2	子どもを守る地域ネットワーク等調査	厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 総 務 課

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	「高知家の魚応援の店制度」に関するアンケート調査 (応援の店登録事業者用)	令和元年8月1日	高知県水産振興部 水産流通課	「高知家の魚応援の店制度」に登録している飲食店等と高知県内水産関連事業者の取引状況や飲食店等の求めている情報等を把握し、事業の効果や今後の取引拡大に向けた取組内容の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	1,000店	全数	郵送 FAX	1年	毎年2月上旬
	熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定に関するアンケート調査	令和元年8月2日	熊本県環境局環境推進部環境政策課 温暖化・エネルギー対策室	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村のうち13市町村で共同策定する「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」について、住民・事業者の地球温暖化に対する問題意識、関心、現状の取組、今後の取組意向等を把握し、実行的な計画策定及び政策の方向性を得ることを目的とする。	熊本市全域	2	2,000人 770事業所	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年8月9日(住民) 令和元年8月2日(事業所)
	シーフードショー(東京・大阪)出展者アンケート調査	令和元年8月5日	高知県水産振興部 水産流通課	本調査は、シーフードショー(東京・大阪)高知県ブースに出展した高知県内の水産事業者に対し、出展による成果や評価などを把握し、改善に向けた検討を行う基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	3	40	全数	調査員 オンライン	1年	出展当日から1か月後 アンケートまでの間(デ イリー) 毎年8月下旬～9月下 旬(東京・デイリー) 毎年2月下旬～3月下 旬(大阪・デイリー) 毎年9月下旬～10月上 旬(東京・1か月後) 毎年3月下旬～3月末 (大阪・1か月後) 毎年2月下旬～3月下 旬(東京・6か月後) 毎年8月下旬～9月下 旬(大阪・6か月後)
	仙台市地下水揚水量実態調査	令和元年8月5日	仙台市環境局環境部環境対策課	地盤沈下防止の総合的な対策や地下水・地盤環境の基礎資料を得ることを目的とする。	仙台市全域	1	4,500者	全数	郵送	不定期 (原則とし て5～6 年)	令和元年9月5日～10 月4日
	名古屋市医療的ケア児者実態把握調査(二次調査)	令和元年8月5日	名古屋市子ども青少年局子育て支援部 子ども福祉課	医療的ケア児者とその家族の生活状況や支援ニーズ等を調査し、支援体制整備に必要な措置を講ずるための基礎資料とすることを目的とする。	名古屋市全域	1	500人	全数	郵送	1回限り	令和元年9月上旬～10 月末
	京都市産業廃棄物実態調査	令和元年8月5日	京都市環境政策局 循環型社会推進部	京都市内における産業廃棄物の業種別、種類別の排出量等を把握することを目的とする。	京都市全域	5	3,100事業所	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年9月1日～10 月31日
	愛媛県子どもの生活実態調査	令和元年8月6日	愛媛県保健福祉部 生きがい推進局子育て支援課	「えひめ・未来・子育てプラン(後期計画)」の検討にあたり、全市町と連携のうえ、子どもの生活状況、現在の幸福度、将来展望や子育て家庭が抱える不安・心配事などを把握し、愛媛の子どもたちが自信と希望をもって成長し、未来に向かってチャレンジするために必要な取組みや重点施策等の参考とすることを目的とする。	愛媛県全域	3	43,000人	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	不定期	令和元年9月9日～10 月9日
	「高知家の魚応援の店制度」に関するアンケート調査 (県内参画事業者用)	令和元年8月7日	高知県水産振興部 水産流通課	「高知家の魚応援の店制度」に登録している高知県内の水産関連事業者と県外の「高知家の魚応援の店」との取引状況を把握し、事業の効果や今後の取引拡大に向けた取組内容の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	95事業者	全数	郵送 FAX	半年	上期:2月上旬 下期:9月上旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	地域の福祉に関するアンケート調査	令和元年8月7日	仙台市健康福祉局 地域福祉部社会課	仙台市民の地域での生活状況や保健・福祉に関するニーズ、意識・意見及び成年後見制度や再犯防止に対する市民の意識等を把握し、次期「仙台市地域保健福祉計画」、「市町村成年後見制度利用促進計画」及び「市町村再犯防止推進計画」策定の基礎資料を得ることを目的とする。	仙台市全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	5年	令和元年9月13日～10月4日
	千葉県保健医療計画改定に係る基礎調査	令和元年8月9日	千葉県健康福祉部 健康福祉政策課	「保健医療計画」の一部改定にあたって、千葉県の医療体制について実態の把握と分析、課題の抽出を行うことで、同計画における記載事項を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	3	4,198施設	全数	郵送 オンライン	1回限り	令和元年9月2日～9月末日
	イノベーション創出に向けた新機能調査	令和元年8月9日	東京都産業労働局 商工部調整課	東京都内に所在する中小企業のイノベーション創出への取組状況を把握し、中小企業施策を円滑に行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国 東京都全域	3	5,500事業所 624機関 2,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年8月下旬～9月下旬
	島根県子どもの生活に関する実態調査	令和元年8月9日	島根県健康福祉部 地域福祉課	島根県全体の子どもの生活実態や学習環境等の実態を把握し、子どもの貧困対策における支援のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	6	36,000人	全数	職員	1回限り	令和元年9月17日～10月4日
	京都府林業統計調査	令和元年8月13日	京都府農林水産部 森の保全推進課	京都府内の森林・林業の実態を把握することで、今後の森林・林業施策の参考にすることを目的とする。	京都府全域	1	6団体	全数	郵送	1年	毎年7月～9月
	マンション実態調査	令和元年8月15日	宮城県土木部建築 宅地課	マンションに係る諸問題を把握することを目的とする。	宮城県全域 (仙台市を除く)	1	123組合	全数	郵送	1回限り	令和元年10月1日～10月31日
	愛知県医療的ケア児者実態調査(二次調査)	令和元年8月16日	愛知県福祉局福祉 部障害福祉課障害 者施設整備室	愛知県内に暮らす医療的ケア児者とその家族の生活状況や支援ニーズ等を調査し、支援体制整備に必要な措置を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域 (名古屋市を除く)	1	1,150名	全数	郵送	1回限り	令和元年9月中旬～10月下旬
	木材生産実績調査	令和元年8月16日	京都府農林水産技 術センター農林セン ター	京都府内の素材生産実績を把握し、府内産木材の利用・拡大対策の検討に資することを目的とする。	京都府全域	1	50事業体	全数	郵送	1年	毎年7月下旬～8月下旬
	環境保全型農業資材及び 土壌消毒剤・技術の導入 状況調査	令和元年8月16日	高知県農業振興部 環境農業推進課	高知県内における環境保全型農業の実践に必要な農業資材や土壌消毒剤等の使用実態を把握し、環境保全型農業の推進に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	7	12,500人	全数	職員	1年	毎年7月～9月
	令和元年度市内事業者経 営状況実態調査	令和元年8月20日	川崎市経済労働局 産業政策部企画課	川崎市内の経済状況の変化を把握し、川崎市の産業振興に繋がる効果的な支援策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	川崎市全域	1	3,500事業所	有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年10月20日～11月30日
	農村女性による起業活動 実態調査	令和元年8月21日	滋賀県農政水産部 農業経営課	農村等に在住している女性による起業の実態を把握するとともに、今後の事業展開への意向や6次産業化への取組を明らかにし、支援策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	1	300者	全数	調査員 郵送	1年	毎年5月下旬～6月中旬
	県内木材市場における原 木・製材品入出荷量調査	令和元年8月21日	高知県林業振興・環 境部木材産業振興 課	高知県内の原木又は製材品を取り扱う市場の取扱量や販売実績などを把握し、木材の流通実態を分析するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	10市場	全数	郵送 FAX	毎月	翌月末
	大阪市における地域福祉 にかかわる実態調査	令和元年8月21日	大阪市福祉局生活 福祉部地域福祉課	大阪市地域福祉基本計画にかかる評価及び今後の取り組みや次期計画策定の基礎資料とすることを目的とする。	大阪市全域	3	9,100人	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	3年	令和元年9月中旬～令和元年10月末
	山形県ひとり親家庭実態 調査	令和元年8月26日	山形県子育て推進 部子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、山形県のひとり親家庭の実態について把握し、今後の施策を推進するための基礎資料とすることを目的とする。	山形県全域	1	3,000世帯	無作為抽出	郵送	5年	令和元年9月25日～11月15日
	消費税の軽減税率対応に 関するアンケート	令和元年8月26日	島根県商工労働部 中小企業課	島根県内の飲食料点小売業を対象に、消費税の軽減税率への対応状況を把握するとともに、レジ補助金等の施策の広報及び相談が必要な場合の意思確認をすることを目的とする。	島根県全域	1	3,200事業所	全数	郵送	1回限り	令和元年9月2日～9月13日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	男女共同参画社会に関する県民意識調査	令和元年8月27日	高知県文化厚生スポーツ部県民生活・男女共同参画課	高知県民の男女共同参画に関する考えを把握し、高知県の男女共同参画に関する行政を推進していくうえでの基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	5年	令和元年10月中旬～11月中旬
	子ども食堂及び子ども食堂を利用する子どもたちへのアンケート	令和元年8月27日	高知県地域福祉部児童家庭課	子ども食堂の運営者と地域の支援機関との連携状況及び利用する子どもの休日の過ごし方を把握し、今後、子ども食堂の取組を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	2	17団体	有意抽出	郵送	1回限り	令和元年5月30日～6月21日
	文化芸術の振興に関するアンケート調査	令和元年8月28日	千葉県環境生活部県民生活・文化課	「千葉県文化芸術の振興に関する条例」の制定を受け、千葉県では文化芸術に関する計画を策定することとしており、今後の文化振興施策の検討や実施にあたっての基礎資料とするため、県民の毎日の生活の中での文化芸術への関わり方を考え、感じていることなどを把握することを目的とする。	千葉県全域	2	3,000人 60団体	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年9月上旬～10月上旬
	消費者教育等に関する意識調査	令和元年8月28日	鹿児島県男女共同参画局消費者行政推進室	消費者教育推進法にもとづく対応についての検討資料とするため、一般消費者、事業者、学校を対象に消費者教育の現状や課題について把握することを目的とする。	鹿児島県全域	7	3,846人	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年9月20日～10月11日
	神戸市障がい者生活実態調査	令和元年8月28日	神戸市保健福祉局障害福祉部障害福祉課	障害者の現在の生活状況、必要なニーズ等を把握することを目的とする。	神戸市全域	1	11,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年10月15日～10月31日
	上下水道に関するお客さまアンケート調査	令和元年8月28日	北九州市上下水道局総務経営部経営企画課	上下水道事業に対する評価、多様化するお客様のニーズ等について把握し、北九州市上下水道事業の次期基本計画及び中期経営計画策定の参考資料とすることを目的とする。	北九州市全域 芦屋町全域 水巻町全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	5年	令和元年9月下旬～10月中旬
	上下水道に関する事業所アンケート調査	令和元年8月28日	北九州市上下水道局総務経営部経営企画課	上下水道事業に対する評価、多様化するお客様のニーズ等について把握し、北九州市上下水道事業の次期基本計画及び中期経営計画策定の参考資料とすることを目的とする。	北九州市全域 芦屋町全域 水巻町全域	1	300事業所	有為抽出	郵送 オンライン	5年	令和元年9月下旬～10月中旬
	がん検診実態調査	令和元年8月30日	富山県厚生部健康課	事業所でのがん検診実施状況や、従業員のがん検診受診状況等の実態を把握し、がん検診受診率向上のための基礎資料を得ることを目的とする。	富山県全域	2	1,800事業所 3,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	不定期 (原則として5年)	令和元年9月17日～9月30日
	「滋賀県自転車条例」施行にともなう普及状況確認アンケート	令和元年8月30日	滋賀県土木交通部交通戦略課	滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行を機に、これまで「県民の自転車の交通安全への意識の向上」、「自転車保険の加入促進」、「交通ルールの理解・徹底」等について広がるよう啓発活動等を行ってきた状況を踏まえ、自転車保険等の加入状況やヘルメットの着用状況を把握し、今後の普及啓発活動を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	2	2,500人	有意抽出	職員	1回限り	令和元年9月22日～令和2年2月28日
	「高知家の魚応援の店」で開催する高知県フェアに関するアンケート調査	令和元年8月30日	高知県水産振興部水産流通課	令和元年10月1日から11月4日まで「高知家の魚応援の店制度」に登録している飲食店が開催する、高知の食材を使用したメニューフェアの実績等を把握し、事業の効果や今後の開催するフェアに向けた取組内容の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	100店	全数	調査員 郵送 FAX	1回限り	令和元年10月1日～12月31日
	仙台市食品ロスダイアリーモニター調査	令和元年8月30日	仙台市環境局廃棄物事業部家庭ごみ減量課	仙台市民の家庭から出る食品ロスの実態と発生要因を把握し、食品ロス問題の対策のための基礎資料を得ることを目的とする。	仙台市全域	1	450世帯	有意抽出	郵送	1回限り	令和元年10月1日～11月4日
	北九州市民スポーツ実態調査	令和元年8月30日	北九州市市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課	北九州市スポーツ振興計画の策定に当たり、市民のスポーツの実施状況や意識を把握することを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年9月

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	県民健康・栄養調査	令和元年8月5日	神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課	県民の健康状態、食生活の実態を把握し、その現状と問題点を明らかにし、今後の健康づくりや生活習慣病対策を推進するための基礎資料とする。併せて、「かながわ健康プラン21(第2次)」で設定した目標の基準値、目標達成度の評価にも活用し、健康増進に関する情報提供を行う。	神奈川県全域	1	1,000人	無作為抽出	調査員	不定期 (原則として5年(平成29年から令和元年は毎年実施))	令和元年11月1日～11月29日
	静岡県ひとり親家庭生活実態調査(変更前:静岡県ひとり親家庭生活・就労支援の需要調査)	令和元年8月5日	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課	本調査は、静岡県内のひとり親世帯(母子、父子及び寡婦世帯)の生活及び就労状況等を把握し、今後静岡県のひとり親世帯の福祉施策の基本となる「静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	1	2,500世帯	無作為抽出	郵送	5年	令和元年8月9日～8月26日
	少子化に関する県民意識調査	令和元年8月5日	高知県地域福祉部少子対策課	出会いから結婚、子育てまでの切れ目のない支援を推進する上での基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月下旬～9月上旬
	中小企業労働条件等実態調査	令和元年8月6日	東京都労働相談情報センター相談調査課	事業所調査及び従業員調査により、属性、労働条件及び意識等を調査し、今後の労働行政上の基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	2	3,000事業所 2,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年9月中旬～10月中旬 毎年10月中旬～11月中旬
	青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査	令和元年8月9日	青森県環境生活部環境政策課	青森県内の産業廃棄物の排出・処理等の実態を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、「青森県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	4	2,000事業所	全数 無作為抽出	郵送	5年	令和元年9月上旬～10月上旬
	青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査 (変更前:第三次青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査)	令和元年8月9日	青森県環境生活部環境政策課	青森県内の廃棄物の排出・処理等の実態及び、県民や市町村等の廃棄物等に関する意識を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、「青森県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	5	2,000事業所	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送	5年	令和元年9月上旬～10月上旬
	宮ヶ瀬湖周辺地域観光客消費動向等調査	令和元年8月16日	神奈川県政策局政策部土地水資源対策課	宮ヶ瀬湖周辺地域内の各地域における観光客の動向や消費動向などを把握し、実効性のある新たな観光振興施策の展開や施策効果を検証するための基礎資料を得ることを目的とする。	相模原市緑区 (根小屋、長竹、青山、鳥屋) 厚木市(飯山、七沢) 愛川町全域 清川村全域	1	150人	有意抽出	調査員	年3回	10月末 11月末 12月末
	県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査	令和元年8月23日	宮城県震災復興・企画部統計課 仙台市市民局生活安全安心部広聴統計課	宮城県内及び仙台市内の事業所の経済活動を把握し、県民経済計算・市民経済計算推計の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	55	241事業所	有意抽出	郵送 オンライン	1年	毎年10月1日～10月末日
	男女間における暴力に関する調査	令和元年8月23日	山口県環境生活部男女共同参画課	男女間の暴力に関する県民の意識、被害の経験の態様、程度及び被害の潜在化の程度、理由などを把握し、その結果を「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に反映させるとともに、今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的とする。	山口県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	5年	令和元年9月12日～10月4日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	障害のある人の生活と福祉に関する調査	令和元年8月26日	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	全ての滋賀県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、滋賀県における障害手帳保持者(3障害)の生活実態を把握し、令和2年度に策定する「【後継】滋賀県障害者プラン」や今後の障害者施策を進める上での基礎データとすることを目的とする。	滋賀県全域	1	4,050人	無作為抽出	郵送	6年	令和元年9月6日～9月27日
	労働条件等実態調査	令和元年8月26日	宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課	宮崎県内の民間事業所に雇用されている労働者の労働条件等を把握し、その実態を明らかにするとともに、今後の労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	宮崎県全域	1	1,200事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月下旬～9月末日
	熊本市交通局 市電に関するアンケート調査	令和元年8月29日	熊本市交通局総務課	熊本市電に対するニーズを調査、把握することをもって、サービス向上と利用促進に資する取り組みを具体化するとともに、ひいては熊本市交通局の経営健全化を図ることを目的とする。	・熊本市の上通、下通の各アーケード内 ・上記周辺の熊本市電電停及び熊本市電電車内並びに通町筋バス停	1	1,200人	無作為抽出	職員	1年	毎年9月下旬
	青森県景気ウォッチャー調査	令和元年8月30日	青森県企画政策部統計分析課	統計データには表れないきめ細やかな生活実感のある情報を収集し、青森県内景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。	青森県全域	1	100名	有意抽出	郵送 オンライン FAX	四半期	4月、7月、10月、1月のそれぞれ15日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。